

会 議 録

1 会議名

第1回上越市自治基本条例推進市民会議

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 委嘱状の交付（公開）
- (2) 座長・副座長の選出（公開）
- (3) 上越市自治基本条例について（公開）
- (4) 検証の進め方について（公開）
- (5) 検証結果報告書について（公開）
- (6) その他（公開）

3 開催日時

平成24年7月27日（金） 午後2時30分から午後5時まで

4 開催場所

上越市役所3階 301会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 今井 不二子、岩井 文弘、内山 美恵子、海野 泰之、浦壁 澄子、閨間 輝一、小山田 房子、川室 京子、栗田 英明、小林 毅夫、小林 美佐子、志村 喬、野島 賢一、増田 和昭、横山 郁代、渡邊 隆
- ・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治地域振興課：塚田課長、宮崎副課長、足利係長、柳澤主任

8 発言の内容

【塚田課長】

定刻前でございますが、皆様お集まりですので、ただ今から、第1回上越市自

治基本条例推進市民会議を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、上越市自治・地域振興課長の塚田と申します。座長・副座長の選任までの間、進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております次第に沿いまして進みたいと思いますが、まず始めに、上越市自治基本条例推進市民会議の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。市長に代わりまして、自治・市民環境部長の笹川から交付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

— 16人の委員に委嘱状を交付 —

【塚田課長】

続きまして、自治・市民環境部長の笹川より御挨拶申し上げます。

【笹川部長】

笹川でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

今回、この条例の素案作りに携わっていただきました「みんなで創る自治基本条例市民会議」でも委員として参加していただいた方がいらっしゃいます。重ねて、その二点につきましてお礼を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、今回の基本条例は、平成20年4月1日に上越市における自治の基本的な理念やルールを定めたというもので施行しました。それから4年経ちました。この基本条例の目的は、市民による自治の推進を図って、自主自立のまちを実現すること。それが目的だと思います。

4年間、パブリックコメント条例を制定し、都市内分権を推進するため、地域自治区を全市に拡大しています。今の市長になりましてから、地域活動支援事業を配分しまして、市民主体のまちづくりに取り組んできたというところでございます。

取組としては、いろいろやってきてはおりますが、長い取組でございますので、今後も引き続きやっていかなければならないことなのかなと思っています。条例

には、43条ということで、市長は、5年ごとにこの条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして定期的に見直しをしなければならないと定めております。そんなことで、皆様にお集まりいただいたのは、条例をまず4年間やってきてどうだったのかということで検証していただきたいということで、今回、市民会議を設置したということです。どうやって検証するかというと、まず始めに私どもの方で、**資料No.7**で上越市基本条例の検証結果報告書がお手元に行っていると思いますが、まず内部でセルフチェックをさせていただきました。私どもも見直しに当たって、どのようにやるとかというのもありまして、いろいろ議論をしたのですが、今後もより一層、自主自立のまちをつくっていくにはどうしたらいいのかと。その中の一里塚として検証した方がよいのかなということでいろいろ議論をいたしまして、行ったわけです。あくまでも市役所内部のチェックでございますので、それを叩き台としまして、皆様から御意見をいただければと思っております。

これは、新会議です。予算の中では4、5回という形になっていますが、基本的には弾力的に行いたいと思っておりますし、最終的には年内を目途に皆様から、内部の検討結果の報告書に対して意見書という形でお出ししていただきたいと思っております。それを議会、市民の方に出させていただきます、必要であれば改正という形も出てくるのかなと思っております。

お読みになられた方は、お分かりだと思いますが、市政モニターアンケートの中身を見ますと自治基本条例の市民の認知度が高くないんだと正直思っております。この市民会議によって議論を行っていただいて、市民に自治基本条例の大切さを認知していただけたらと思っております。その契機にもなればと思っております。できれば、私の希望ですが、余り細部の議論にならないで、市民が主体のまちづくりがどうしていったらいいのかという骨太の議論をしていただければと思っております。これは、あくまでも私の希望ですが、そんなことで、皆様には本当にお忙しい中お集まりいただきまして、恐縮でございますが、委員のお立場から忌憚のない御意見をいただきながら会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【塚田課長】

続きまして、委員の紹介でございます。本日は、初めての顔合わせでもありま

すので、委員の皆様から一言自己紹介をお願いしたいと思っております。今井委員から座席の順番でお願いしたいと思います。

【今井委員】

皆さん、こんにちは。私が応募したのは、最初の自治基本条例ができる時に、やはり自分もそこに関わりたいということで応募しました。その時にずっと関わっていて最後まで仕上げた段階で、今後5年くらい経ったところで見直しということになりましたので、その時元気でいたら参加させていただきたいなと思っていました。今回、公募がありましたので応募しました。よろしくお願いします。

【岩井委員】

ごめんください。岩井と申します。上越市は、個性豊かで上越らしいまちづくりをするには、自治基本条例がしっかりしていないと駄目なのかなと思いました。今回、見直しということで応募させていただきました。何分良く分かってはいないのですが、よろしくお願いします。

【内山委員】

浦川原から来ました内山と申します。NPO夢あふれるまち浦川原からの参加です。私は、何も分からなくて御辞退申し上げたのですが、何とかということで私も一緒になって勉強させてもらおうと思っております。よろしくお願いします。

【海野委員】

海野です。よろしくお願いします。正直言って自治基本条例というのは、今回の公募を見て初めて知りました。先ほど委員の方からも言われたように、認知度。正直、私の周りでそれを聞いたことがないし、私ももちろん知らなかった。そういうものがあるということは実際あるわけで、それが市の運営の基本になっているのであれば、機会があれば、全く分からないのですが、こういった会議の中で内容等を少しずつ理解していったところがあれば発言させていただきたいという気持ちでここにおりますので皆様からすると理解不足の話をするかもしれませんがよろしくお願いします。

【浦壁委員】

市内本城から来ました浦壁です。消費者協会でいろんな活動をやっておりますが、原点はみんな元気のある良いまちをつくっていかうということに私たちは

大きなテーマを掲げております。私もすごく恥ずかしいところなのですが、自治基本条例のことについて名前は聞いていたのですが、中を見させていただくと本当に私たち自身に関わることがいっぱいあることもよく分かったりしてありますが、これから自分自身勉強をしながら、それから皆さんに本当に分からない人が多いと思いますので、まず認知していただいて、それから周知していただくとかいろんな方法で委員の期間に勉強をしながら関わらせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【閏間委員】

旧板倉町、現在板倉区から参加させていただきます閏間輝一と申します。名簿の紹介では町内会長会議の会長となっておりますが、地元ではまちづくり振興会がございまして、そちらの方の会長を務めさせていただいております、実際に行政の皆さんと協働で仕事を進めさせていただいております。

自治基本条例の制定につきましては、直接関わっておりませんが、地元で実践を今やっておりますので、その中で少しでも役に立つ発言ができればと参加させていただきました。よろしくをお願いします。

【小山田委員】

小山田房子と申します。よろしくをお願いします。三和区地域協議会に所属しております。どうぞよろしくをお願いします。

【川室委員】

春日区地域協議会の川室でございます。よろしくをお願いします。社団法人上越国際交流協会で長い間、外国人の普通の生活をサポートするという仕事をしてまいりましたので外国人市民での目線というものも役に立てたら良いなと思っております。よろしくをお願いします。

【栗田委員】

高田の栗田英明と申します。よろしくをお願いします。合併の前から新しいまちづくりということで自治基本条例をどうしても作りたいということで当時、「みんなで作る自治基本条例市民会議」のメンバーとして、応募をさせてもらって委員としてやっておりました。議会でも自治基本条例の特別委員会というのがあって委員長もやらせてもらいながら大きく関わってきたのですが、あの時、あれだけ

思い入れを持って作ったにもかかわらず、5年も経つと忘れていることも多くて、これを機会に私だけではなく、市民の方にも見直しの機会というのが必要だなど思いました。この機会を十分いかしながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【小林（毅）委員】

小林毅夫でございます。長い間、教育の分野に関わってまいりましたが、退職後は文化活動、あるいはNPO団体との関わりの中でいろんな活動に取り組んでおります。今回は、民間会社の中にありますJMiXの教育文化研究所の所長という立場で参加させていただきます。幅広い範囲で考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【小林（美）委員】

こんにちは。安塚から参りました雪だるま財団の小林と申します。この条例は、自主自立を目指すことをテーマにされていると思いますが、基本は市民のための条例だと思っておりますので勉強しながら、教えていただきながらやらせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【志村委員】

こんにちは。志村喬でございます。上越教育大学で社会科教育、特に地理領域を担当しております。よろしくをお願いします。

【野島委員】

野島賢一でございます。この度、公募がございまして応募をさせていただきました。現在、安江2丁目の約290世帯の町内会長と有田区の地域協議会、上越市の防災士という形で仕事をさせていただいているのですが、この基本条例が比較的市民に馴染んでいないとか認知されていないという点がございまして。実際に町内会の運営とか地域協議会の運営をやっていると大変立派なものがあるのですが、それらを理解されていないのをどういうふうに理解していただくかということと、行政と我々が推進していかなければいけないと、今回、委員として参加しました。いろいろ教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【増田委員】

増田和昭です。石橋2丁目におります。この条例を当初作った時の委員でございました。その関係から応募させていただきました。実は、この条例に基づいて地域自治区、地域協議会というのがあるのですが、全国で地域協議会を持っているのは15、6しかない。その中で公募公選制を取っているのは上越市しかない。それから自治基本条例はかなり精査された非常に優秀な条例なんだなと思っております。その中で今回の見直しに当たりましても全国でやはり注目されているし、研究者の間では、当然注目されていることだろうというふうに思いますので、私たちが市民の一人としてしっかりと見直しにかかっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

【横山委員】

大潟区から来ました横山郁代と申します。私も自治基本条例の策定の時からの委員をさせていただいておりました。その時に市民会議のメンバーの皆さんの中で話し合ったことは、「この条例を進めていくには、行政と一緒に市民に広く知ってもらおう。それをイメージしながら作っていこう」という意見がたくさん出ていました。それから5年間経ってみまして果たしてそれがどのくらい広がっているんだろうなと思った時に余り広がっていないことに残念に思っております。今回、見直しということで、そこに関わった委員として、この会議に参加をしてもう一回いろんなことを検討してみたいなと思ひまして参加をいたしました。よろしくお願いします。

【渡邊委員】

一番名簿の下ですが、渡邊と申します。上越に住みまして30年くらいになりますが、25年ほど上越教育大学に御奉公をしまして、ちょうど今から4年前に看護大学の方で教育・研究と行政の方でやっております。

私は、上越市が22万都市になった時から思いは非常に深く思ひまして、私も十日町出身なので雪国は非常に好きで、ここに30年前に来たのですが、今、私たち人間が一番大切にしなければいけないものは、恐らく地方都市として一番魅力あるのは子供の教育、それから私たちの健康と福祉、というキーワード二つが非常に私たちの心の中に強くあるものだと思います。たまたま上越教育大学と県立看護大という二つのキーワードに関わるところで幸せに暮らしてききましたの

で、ここで上越の中でまちを良くするために努力したいと思いますのでよろしく
お願いします。

【塚田課長】

ありがとうございました。ここで事務局の紹介をさせていただきます。
まず自治・市民環境部長の笹川でございます。

【笹川部長】

よろしく申し上げます。

【塚田課長】

続きまして、自治・地域振興課の職員を紹介します。私が課長の塚田ござい
ます。よろしく申し上げます。
副課長の宮崎でございます。

【宮崎副課長】

よろしく申し上げます。

【塚田課長】

自治推進係長の足利でございます。

【足利係長】

足利でございます。よろしく申し上げます。

【塚田課長】

同じ係の柳澤でございます。

【柳澤主任】

柳澤です。よろしく申し上げます。

【塚田課長】

以上が、自治・地域振興課の職員でございます。私の隣に座っていますが、
後ほど議事の一番目で自治基本条例について説明をしていただきます上越市創造
行政研究所の内海主任研究員でございます。

【内海主任研究員】

よろしく申し上げます。

【塚田課長】

以上のメンバーでございます。自治・地域振興課の方は、この会の事務局とな

っておりますのでよろしくお願いします。

次にお手元の資料3にございます自治基本条例推進市民会議設置要綱第5条の規定によりまして、座長・副座長の選任に移らせていただきます。

要綱では、座長・副座長は委員の中からそれぞれ1名を定めることとなっております。自薦他薦は問いませんが、どなたかいかがでしょうか。

【増田委員】

推薦をしたいと思いますが、当初、この条例の制定に携わっていただきました横山さんに委員長をお願いしたいと思っております。理由は、今、申し上げたとおりでございます。

【塚田課長】

横山委員を委員長にという御推薦がございました。他にございませんでしょうか。

【小林（毅）委員】

先ほど、一番最後に発言された渡邊看護大の学長さんが良いと思います。

【塚田課長】

渡邊学長さんが適任ではないかと推薦がございました。横山委員と渡邊委員と二人の推薦がございましたが、他にいかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、このお二人で委員の座長の選任に移りたいと思いますが、決める方法でございますが、いかがいたしましょうか。多数決、もしくはお二人の話し合いとかいろいろあると思いますが…

【栗田委員】

推薦いただいた方が、御辞退するという事はないか。

【塚田課長】

そういう御提案がございましたが、お二人の方で御意見があれば、お願いいたします。よろしいですか。

御辞退の意思はございませんのでお二人を候補として選任をしたいと思いますが、選任方法で御意見ございませんでしょうか。

【海野委員】

お二人の中で、お話をされた方が。選ぶという立場で存じあげないので、どちらがというふうに多数決も取れないと思うので。

【塚田課長】

二人で話し合いをという御発言がございましたが、いかがいたしましょうか。

【増田委員】

話し合うというのは難しいのではないのでしょうか。共に推薦された立場ですから。

【今井委員】

横山さんが良いと思います。なぜなら、最初から関わっていますから、私もその方がまとめられるんじゃないかなと思います。

【塚田課長】

横山さんが適任ではないかという御発言がございました。他いかがでしょうか。それでは、他に御意見がないようでございます。

お二人とも座長ということですので、お話し合いも難しいかと思しますので多数決ということで進めさせていただきたいと思っております。それでは、最初に御推薦がございました横山委員が適任であると思われる方は挙手をお願いします。

7名の挙手でございます。

渡邊委員が適任であると思われる方は挙手をお願いします。

6名でございます。

当委員会は、16名の委員でございます。7名ですと過半数達していませんが、多数決ということで多い方ということで、これで決定ということでよろしいでしょうか。それでは、座長には横山委員ということでよろしくをお願いします。

続きまして、副座長1名の選任をしたいと思っております。自薦他薦問いませんので我こそはとか、適任だという方があればよろしくをお願いします。

【増田委員】

今の渡邊さんが、座長にお名前が挙がりましたが、副座長をやっただければよろしいのではないかと考えております。

【渡邊委員】

私は辞退します。

【塚田課長】

今、副座長に渡邊委員という発言がありましたが、渡邊委員からは御辞退ということで御発言がございました。他にございませんでしょうか。

【今井委員】

この基本条例ができる前からいろいろ勉強されている栗田さんが良いと思います。

【塚田課長】

今井委員から栗田委員が適任ではないかという御発言がありました。他いかがでしょうか。

他に御発言がないようでございます。栗田委員につきましては、何かご意見ございませんでしょうか。

【栗田委員】

特にございません。

【塚田課長】

それでは、副座長につきましては、栗田委員1名の推薦でございます。栗田委員につきまして副座長ということで皆さんよろしいでしょうか。

(よしの声)

異論がございませんので副座長については栗田委員ということでお願いしたいと思います。

それでは、横山委員と栗田委員につきましては、こちらの席に御移動をお願いします。一言御挨拶の方をお願いしたいと思います。

最初に座長に就任いたしました横山委員から御挨拶をお願いします。

【横山座長】

ただ今、座長に御指名いただきました横山でございます。自治基本条例を作る時にたくさんの市民の皆さんと一緒にこの条例をより良いものにしてよいまちを作っていくましようというお話をたくさんしてきました。5年経ちまして、途中の5年目の見直し会議が一番重要であると思います。是非皆さんと一緒にいろいろな議論を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

【塚田課長】

ありがとうございます。続きまして副座長に選任されました栗田委員から御挨拶をお願いします。

【栗田副座長】

ただ今、副座長に選任されました栗田です。思ってもいない出来事で戸惑いはあります。先ほどもお話しさせていただいた通り、たくさん思い入れがあるので自分の言いたいことはたくさんあるのですが、それをうまく抑えながら座長のフォローをしながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【塚田課長】

ありがとうございました。

座長・副座長の選任が終わりましたので、議事に入りたいと思っておりますが、ここで少し休憩時間をいただきまして、座長と今後の進行について相談させていただきたいと思っておりますので、約10分ほど休憩にさせていただきますのでよろしくお願いします。

— 休憩 —

【塚田課長】

それでは議事を再開させていただきます。

次第「6 議事」ということでございます。

これからは設置要綱第6条第1項の規定に基づきまして横山座長から進行をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【横山座長】

私の方から議事を進めさせていただきたいと思っております。議事に従いまして、(1)上越市自治基本条例につきまして、経緯とか流れとかのお話をいただきたいと思いますので事務局からお願いします。

【塚田課長】

御説明申し上げますが、その前に資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に送付したものと本日お配りしたものとありますが、以前にお送りしましたもので資料No.1「上越市自治基本条例パンフレット」のコピーでご

ございます。資料No.2「条例の逐条解説」でございます。資料No.3「市民会議の設置要綱」でございます。資料No.4「市民会議の名簿」でございます。資料No.5今後の会議の議事で使用します「市民会議の運営に関する確認事項」、資料No.6「検証の進め方について」、資料No.7「自治基本条例検証結果報告書」の概要と本体でございます。これは、先ほどから申し上げております行政内部で行いましたセルフチェックの結果でございます。本日お配りした資料といたしましては、「席次表」、「自治基本条例についての説明資料」でございます。資料No.7検証結果が厚い資料になっておりますので、条例の条文と報告書に記載してあるページを対応させた表を御用意いたしました。「自治基本条例各条における検証結果報告書該当ページ」というA4の一枚ものになります。それから「意見提出用紙」と返信用の封筒になります。以上でございます。

それでは、自治基本条例についてでございますが、これから市民会議を進めていく中で委員の皆様方から、条例に関して理解を深めていただくということから自治基本条例の制定の経緯や条例の意義など、創造行政研究所の主任研究員の内海から御説明申し上げます。

【内海主任研究員】

皆様、改めましてこんにちは。企画政策部創造行政研究所の内海と申します。

創造行政研究所という言葉が耳慣れないという方もいらっしゃると思いますが、市役所の企画部局の一部としてまちづくりの課題を解決するための調査研究を行っている部署でございます。自治基本条例を作る初期の段階で、ほんの少し関わらせていただいたということでもあります。皆様方からは、これから基本条例の見直し・検証を行っていただくということですので、そのための参考情報の一つということで条例がどういう経緯をもって作られたのか、なぜ必要だったのか、内容の概略についても少しお話ができればなと思っております。皆様方の顔を拝見すると、条例づくりの初期の段階から中心になられた方もたくさんいらっしゃるので、「そんなこと分かってる」という話もあるでしょうが、そこは御辛抱いただきまして、振り返り、情報共有の場としてお願いしたいと思っております。

資料でございますが、先ほど課長から説明がございました、当日配付資料の中に「上越市自治基本条例について」というものがあります。この中の最初の2枚

がレジュメになりますので、これに沿って基本を説明してまいりたいと思います。メモ代わりにもお使いいただければと思います。3枚目以降は参考資料ということで付けておりますし、もう一つの参考資料として事前配付資料の資料No. 1のパフレットも、足早ですがめくってお話をしたいと思っておりますのでお手元に置いていただければと思います。1時間くらいということですが、そんなに長くないようにしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次第「1 自治基本条例制定の背景」ということで、一般論をお話ししたいと思います。

まず、条例の名称につきましては、全国的には「自治基本条例」以外にも「まちづくり基本条例」というのもありまして、同様のものとお考えいただければと思いますが、定義についてもいろいろな説明の仕方がございます。平たく言えば、「自治の基本」と書いてありますように、自分たちのまちを自分たちでつくっていかう、というときの基本的なルールが書かれているものでありまして、言い換えれば自治体の憲法と言われているものでございます。国内でこのような形態がつくられたのは、平成13年4月に北海道のニセコ町でまちづくり基本条例が制定されまして、これが第一号ではないかと言われております。以後、条例を作った自治体というのはかなり増えていまして、上越市が作ったのは20年3月ということですが、その時に国内で大体120から130くらいできていた。今現在、ある調査機関の調べによりますと230くらいになっているんじゃないかということで、増えてきていると言われております。

なぜ、こういう条例が急速に増えてきたのかということ振り返ってみたいと思います。堅い話になるのですが、よく言われる説明というのをやってみたいと思います。

一つ目は、地方分権が進んでくる中で、国の法律だけでは対応しきれないことが出てきたということでございます。レジュメの3枚目をご覧くださいと思いますが、日本国憲法と地方自治法の抜粋をさせていただきました。憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」ということでございます。この地方自治の本旨というのは、少し議論もあるのですが、一般的には団体自治と住民自治の二つと言われており

ます。団体自治というのは、例えば市町村が国から独立して、その事務を自らの意思と責任で行えるということでございますし、住民自治というのは、その団体の運営に関しては、住民の皆さんの意思と責任の下で行うということでございます。法律で定めるとありますのは、主には地方自治法というもので書かれているということになります。

地方自治法も第10条から第13条の規定なども少し抜粋をしました。ただ、地方自治法というのは、いわゆる間接民主制ということで、選挙で代表者を選んでいただくことを中心に考えておりますので、皆さんが直接何かを行使するというものが余り書いてないという実態があります。書いてありますのは、選挙に参加する権利のほか、条例の制定や改廃を請求する権利、事務の監査を請求する権利、首長の解職を請求する権利などがございます。こうやって長らくやってきたわけですが、今から大体12年くらい前の平成12年に地方分権一括法というのが施行されて、その後国から県、県から市町村へと権限が渡されてくるというようなことが少しずつ進んでまいります。法律の方もいわゆる団体自治という部分は、徐々に改正が進んで見直しが進んでいっているのですが、住民自治の方の書きっぷりというのは変わってきていないという実態がございます。しかし、本当はセットで考えなければいけない部分だということです。

もう一つは、皆さんご存じのことですが、住民参加とか協働とかといったことが、例えばNPOの法律ができたのも平成10年くらいだと思っておりますが、その辺りから、皆さんのニーズということで高まってきたという背景があるかと思えます。

そんな地方分権の流れと皆さんのニーズに答えていくことは、昔は想定していなかったことでございますので、それをルールとして国が作らないのであれば地方でやらなきゃならん、ということが出てきたということでございます。

ただ、条文を見る人を見ると「ここは国の法律に書いてあるよね」とか、「情報公開は、もう市で条例を作っていましたよね」というようなことで、なぜ今改めて大上段にフルセットで作るのかという議論もあるわけです。ただ逆に申し上げれば、「この内容は国の法律のここに書いてあります」、「これは市町村のこの条例に書かれています」、「これは条例ではなくて要綱です」という話になってしまう

と、これから一緒にまちづくりをしていこうというのに、かなり玄人好みといただきますか、非常に分かりにくい不親切なものでございます。ですので、皆さんでお作りいただいた条例、この一冊を見れば全部基本的なものが載っていますよ、ということでも分かりやすくなるという意味も大きいわけです。

他にもいろいろ背景はあるのですが、表面的に申し上げればこういうことになります。ただ、条例の制定とか運用には非常に労力がかかります。実際に条例がしっかり作られて運用されていくためには、一般論はさておき、上越市の市政運営の流れの中である種の必然性というか信念というか、そういうものが浮かび上がってこないか、市民の方、議会の方、市の職員ももちろんですが、本気になってやっていこうという気にはなかなかならないというふうに思います。

一つの例としてニセコ町を挙げたいと思います。レジユメの3ページ目の裏をご覧くださいと思います。小さくて恐縮ですが、「ニセコ町まちづくり基本条例の構造図」で、これがニセコ町のまちづくり基本条例の全体像になっています。左側に理念、原則条項、制度条項、具体制度と四層構造になっていて、特に上から二番目の原則条項のところには第3章<情報共有の推進>が左側にあります。右側の方に<まちづくりへの参加の推進>という箱があって、ニセコ町はこれが車の両輪だということでこれを一番大事にして条例を作ったということです。下の方には細かいルールが書いてありますが、比較的上越市と似ている部分が多いのかなと思います。今日は、この説明が本旨ではないのですが、この条例がなぜできたかということで、制定当時、町長をやられていた逢坂さんとか、今の町長の片山さんのお話をお聞きする機会がございました。私なりに噛み砕いてお話ししますと、もともと逢坂さんは町の職員でいらっしやいまして、バブルが終わってもどんどん国が借金を使って補助金を出すメニューを作っていく、住民の皆さんも「あれ作ってほしい」「これ欲しい」ということで、ずっとそういう関係が続いていく。これはいつか、このモデルはもたなくなるぞと非常に危機感を持っておられたそうです。じゃあどうしたらいいかということで、まずこのまま行ったら危ないということをお聞きして住民の方とか議会の方にも情報共有をしなければ始まらない。それでどうしたらいいのかということをお聞きして、もたなくなる前に信頼関係というものを作っておかなければいけない。急に「これ

から行政サービスができませんよ」なんて言ったら大喧嘩げんかになってしまいますので、そういう意味で情報共有とまちづくりへの参加というものをセットでやらなきゃいけない、ということを強く思われたということでございます。具体的には、予算書というのは非常に分かりにくいのですが、これを分かりやすくした冊子を作ったり、勉強会を毎月のように開催したりということをされる一方で、何か町の重要な施設を造るときには喧々諤々けんけんがくがくで議論する、そういう場を用意されたということでございます。

それで何年かやられていたのですが、これは私が町長をしているからよいのだけど町長が替わったらどうなんだと。また、情報共有といっても具体的な対応は課長さんによって違う。それではまずいよね、ということで制度の安定性、継続性を担保するためには条例を作るしかないということで、始めは条例はあまり作りたくなかった、結果として作らざるを得なかったというふうに聞いております。

それが第一号だったので、行政というのはよくありがちなのですが、ブームになってしまうわけです。全国で自治基本条例ブームという時期もございまして、どこかは知りませんが、専門家の方からすればパフォーマンスで作ってみたい、内容がコピーしたもののようなものであったりというような事例も聞いておりますが、そういうからには上越市はそうではないよ、ということです。確かにニセコの勉強をされた方というのは、ここにもたくさんおられると思うのですが、当然、制定に至るまでの経緯や経過については、上越市としての論議があったと、そこは心配がないところだろうと思います。

さて、ようやく上越市の条例制定の経緯についてお話しをしたいということで次第の二番目になります。条例制定をしたいと思った方は、いろんな所にたくさんいらっしゃったので、ここで話しすることが全てとか、これが一本ということはないと思いますので、あくまでも事例ということでお許しいただきたいと思っております。

一つ目は、まちづくりのいろんな課題を解決するために条例が必要じゃないかと思ったということです。端的に説明するのは難しいのですが、今のまちづくりの課題というのは、人口が減るとか、教育、福祉、防災、経済、環境とかあらゆる問題が出てきている。これは10年くらい前ももうなっていたのですが、あら

ゆる問題が複雑化・多様化しているという状態でございます。今までは、そういった大きな問題は国が方針を決めて、市町村は補助金をいただきながら仕事をしてきたのですが、いよいよ国も地方の面倒は見れませんよ、やはり日本が元気になるには地方が元気にならなければ駄目ですよ、地方でできることは地方でというようなキャッチフレーズも出てまいりました。そうしますと今まで国がやってきたことを全部市の行政がやれますか、と。責任としてはやらなきゃいけないのですが、現実問題として全ての課題を役所だけで解決できますか、というクエスチョンが付くわけです。だからといって民間でできることは民間でということでもいいのか、お金だけで解決できない問題もある。じゃあどうしたらいいのか、ということで以下省略しますが、いろいろな糸をほぐしていくと、結局皆さん一人一人のライフスタイルの問題がカギだとか、コミュニティが大事だとか、地域への愛着と誇りが大事だよとか、生き方として誰かの役に立っているということを実感しながら生きがいを持って暮らせますか、というところ、つまり突き詰めていくと自治の在り方とか公共というのは何なのかというところまでたどりついてしまうことがございます。そんなところで、我々研究所でもいろんな調査研究に取り組んでおりまして、その当時に地域自治区の精神であります都市内分権の在り方ですとか、協働や地域の自治を推進するための仕組みとして、その選択肢の一つとして条例を作るのもありだよ、ということは考えておりました。もちろん研究所が発端ということをお願いしたいわけではなくて、あくまでもいろんなまちづくりの課題を解決しようとするとう結局、コミュニティとか地域への愛着とかということにぶち当たってしまう。そこを何とかしないと避けて通れないよね、ということをお願いしたいということでございます。ここを条例をきっかけに何とかしていこうということでございます。

二つ目として、市民参加、協働の推進ということで、条例制定の一つのきっかけとなったのは、平成14年度からの総合計画を作ろうという時期にありました。市民のまちづくり会議というものが設置されまして、多くの市民の方々が、内容はゼロベースで2年間かけて計画案を練っていただいて、正に市民参加、協働について試行錯誤しながらも実践が行われてきたと思います。そういう経過もあったものですから、総合計画の中身自体にも自治基本条例の検討をしましょうとい

うことで、位置付けられたというところがございます。

一方で先ほどチラッとお話ししましたが、上越市は非常にNPOやボランティアの活動が盛んです。NPOは公益の活動を対象にしていますので、行政と関係しないといけないということが出てきます。そうすると、人によって協働の定義がまちまちだと、「それは下請けじゃないか、下請けと協働は違う」というような議論が出てきまして、そこで一つの会議ができました。「上越市市民と行政の協働に関する市民委員会」ということで平成15年の夏くらいから半年間くらいかけたと思いますが、協働の在り方について議論されました。そこで、「今度作る自治基本条例には、是非協働の条項も入れてください」という提言がなされたということがございます。

最後に三つ目として、一番条例制定の動きを確固たるものにしたのは、市町村合併なのかなと思っております。市町村合併の議論が本格化したのも、ちょうど総合計画の策定と同じくらいで並走していったわけですが、全国的には、お金がなくなってきたので仕方なく合併するというようなことがある中で、上越市はそれではいかんだろうという話がございまして、自主自立のまちづくりをしていくために合併しなければならないと。そういうことになると、行財政基盤の強化だけではなくて、住民自治というものも拡充していかないとできませんよね、という議論がなされておりました。新しいまちづくりをやるわけですから、そのためには新しい行財政ルールを作らなければならない。ただ合併の協議の中では、そこまで余裕がないということで、作るということを担保しようと、自治基本条例を新市によって作ってくださいという協議が行われたわけです。最後の別紙3のところで当時の合併協議会の協議書を抜粋してきました。ここは駆け足でお話をしたいと思いますが、何が書いてあるかという、先ほど自治基本条例を作った時の協働とか市民参加というお話をしたのですが、そういうことだけではなくて、自治基本条例を作るときは、自治体の基本法として、他の条例や計画の策定の指針となる基本にしましょう。かつ、全部を網羅した総合的なものにしましょうという議論がなされました。条例の対象が全分野に広がったということがございます。また、基本条例には基本的なことだけ書くことにして細かい話は別の条例で定めましょうとか、検討するときは市民の皆さんと一緒にやりましょうとか、そ

んなこともここで協議がなされました。ということで、合併の目的を住民自治の樹立に据えてやってきましたので、それを制度的に担保するために条例が必要ですよ、ということです。もっと素直な気持ちで言えば、14もの違う市町村が合併をすれば、まちづくりの考え方も違う。不安感や不信感もあったりする中で、同じ気持ちで一つのまちづくりをしましょうというのは、ある意味精神的な支えも何かしら必要だということで、一体感の醸成ということもありますが、気持ちの面で条例に懸けた思いというものもあったというふうにお聞きしているところです。

以上、他にも様々な方の思いとか経緯もあったと思うのですが、例えば、まちづくりの課題解決のために必要だなとか、市民参加・協働を進めるために必要だなとか、合併後のまちづくりのために必要だなとか、そういったものが重なって一つの大きな流れになっていったということだけは言えるのかなと思っております。

続きまして、次第の三番目、条例の制定プロセスに入ります。合併直前、平成16年の秋くらいから内容の検討が始まってくるわけです。私が話せるところではないのかなという気がするのですが、幸いにもここで検討された内容というのは、ほとんど今の条文に等しいものになっていると思いますので、ここではプロセスだけに触れまして、その当時の思いなどは委員の皆さんの方からお話ししていただければと思います。

検討の場でメインになったのは、「みんなで創る自治基本条例市民会議」でございます。16年度から勉強会を始めながら、17年度から19年の11月までの間、非公式のものもあったと思いますが、公式には68回にわたる検討がなされた。これは非常に特徴的な話だと思います。もう一つは、市民委員の方が43名いらっしゃったのですが、そこに行政の職員も29名一緒に入ったということです。職員もかわいがっていただいた^{けんけんがくがく}、喧々諤々というより和やかな感じだったということで、いずれにしても今までだと市民は市民、職員は職員で別々に検討していたのが一緒にやったということが非常に新しかったと思います。

同様に市議会議員の方も非常に積極的に御議論いただいたということです。当然、条例の中には議会や議員の役割といったものも入ってくるわけで、もし市議

会の方が議案として上がってくるまでじっとして、最後に皆さんの思いがこもった条例を「ここはおかしいよ」と書き変えてしまったら、後のまちづくりがおかしくなりますよね。一方で議会の方は、事前審査ができないというルールもあって、非常に御苦労されたと思うんです。ですが、議会は議会で検討されて、事前に市民会議の方々と意見交換をされて、市民会議の方もいろいろ取り入れられた。結果、でき上がったものというのは、市民も職員も議会の方々もみんな入って一つの案になって出てきたということで、非常にこれが大きかったのかなと思います。それが先ほどお話ししたように、その後実質的な変更というものがなく現在の条例につながっている大きな理由かなと思っていますし、このプロセス自体が自治基本条例を使っているじゃないか、もう自治が始まっているじゃないか、ということだったのかなと思っています。

さて、次第の四番目にいきますが、パンフレットを使って内容の方の御説明をしたいと思います。ご覧になられた方もいらっしゃると思いますので、特徴的な所だけまとめて話したいと思います。

まず、パンフレットの4ページ、5ページ目をご覧ください。「2 条例のポイント」と書いてありますが、2ページで全体の構成が分かるようになっております。大きく分けて四部構成になっていて、一点目にこの条例の目的とか理念と書いてあります。二点目に市民、市議会、市長、市の職員を含めた権限と責務が書いてございます。三点目にそれらを担保するための制度、仕組みといったものが必要ですよ、ということが書いてあります。最後に、この条例の位置付けと言ったことが書いてある。この四部構成でございます。

8ページ目をご覧ください。右下のところ第2条第2号に「市民」と書いてあります。最初に言葉の定義をしないと人によって言葉遣いが違うと困るよね、ということでございます。市民と一言で言っても、市民とはなんぞやという議論になります。詳しくは、ここに書いてあるとおりですが、基本的には自治を担う人々ということで、住民という言葉より少し広めに設定をしております。これを一言決めただけで市役所の持っている条例とか規則とか1,000くらいあるのですが、全部これを協議して変えなければいけないということで、その作業を行いました。言葉の統一がなされたということでございます。

9 ページ目の右下に第 4 条、自治の基本原則ということで、非常に大事な原則なんです、私の方からは頭出しだけします。情報共有の原則、市民参画の原則、協働の原則、多様性尊重の原則ということでございます。全て重要なキーワードと言える原則です。

10 ページは市民の権利及び責務、11 ページは市議会の権限及び責務、12 ページに市長、市の職員を含めた権限及び責務が書かれたページです。

13 ページから自治の仕組みの部分に入っていきます。まず、市政運営の基本原則、総合計画、財政運営、そういったことが書いてあります。

14 ページ、情報共有及び説明責任、情報公開、個人情報保護といったことが書いてあります。

15 ページに、審議会等、パブリックコメントと書いてあります。審議会の第 21 条が左下に書いてあるのですが、三番目に「市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする」と決まりになっています。この一文が入ったことで、全ての条例、要綱等をこれに合わせて変えるという作業もしておりますし、公募はもはや当たり前という状態になっているものでございます。右側のパブリックコメントというのは、市が計画を作ったときに、決める前に市民の皆さんに公表して意見をいただく制度です。条例を作る前からこの制度は走らせていたのですが、あくまでも要綱による設置でありました。これが条例に位置付けられたことによって、議会を通さないと、変えたりやめたりということができなくなります。非常に重い制度になったのかな、と思っております。

16 ページ、17 ページは、苦情処理、行政手続、評価、外部監査、政策法務、法令遵守、公益通報、危機管理です。耳慣れない言葉もあるかもしれませんが、お読みいただければと思います。

18 ページ、19 ページ目、こちらは大きい話になります。都市内分権、地域自治区の制度でございます。他の自治体の条例と比べましても、ここが最大の特徴ではないかなと思います。現在、この制度があるために市内 28 の地域自治区というものが設置されているわけです。詳しい説明をしますと長くなりますが、旧 13 町村の皆さんの不安感の解消だけでなく、地域の課題を皆さんが主体的に考えて解決していくための仕組みとして、これは絶対入れなくては、というこ

とで入れられたものです。例えば地域協議会を置きなさい、事務所を置きなさい、といったものが条例に書いてあります。全国で合併した市町村で見ますと、合併後の一定期間、暫定的にこの機関を置いているところはあるのですが、恒久的に全市に置いているというのは20市もありません。近県ですと長野県飯田市ですとか、愛知県豊田市とか、遠くは宮崎市とかが有名なのですが、余りないということでございます。ですが、自治というものは、余りないからやらないとか、みんながやっているからやるということではございません。非常に制度設計は慎重にやってきたのかなと思います。地域自治区は、合併当初は旧13町村にだけ設置されました。そこで課題が見えてきたりしながら有識者の方に集まって研究いただいたり、市民の方に何度も説明をして、全市には段階的に制度が入ってきたということでございます。

20ページ、21ページは市民参画、協働でございます。市民参画、協働、コミュニティ、人材育成、多文化共生。これは皆さんが一番得意な分野だと思いますので省略させていただきます。

22ページは市民投票。これも場合によっては議論が起こりうるところでございまして、何を対象にするのか、誰が投票するのか、ということで全国的にはかなり議論になるようです。制度には大きく2種類ありまして、課題が起こったときにその都度、制度を置くか置かないか考えて決めましょうという個別設置型というのと、最初から何かあればすぐに対応できますというふうにしている常設型という制度があって、上越市は常設型にしています。ですから、何か事が起きたときに迅速にできるというメリットがあるわけです。ですが、当然注意があって、例えばちょっとしたムードで「この処分場、反対だ」といって議論もなく投票してしまうということになると非常に危険だということもございますので、制度も慎重に作ってこられたと聞いていますし、実際の運用として情報共有や議論をどう進めていくかということはあると思います。もう一つは、誰が選挙できるのかというところで、何歳からできるのか、外国人はどうするのか、ということがございます。この点は自治基本条例だけでは決めきれない、精緻な検討が必要だろうということで別の会議を一旦作って、そこで細部の検討をしました。左下に第38条が載っていますが、「年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有

するもの」と書いてあります。その「別に条例で定めるもの」というのが市民投票条例というもので、簡単に言うと、上越市に住所がある人で、外国人の場合は、永住外国人の権利を持つ人にしましょうということで決められました。

23ページは、国、県との関係、他の自治体との連携、海外の自治体との連携及び国際交流の推進。団体自治に関わる部分ですが、ここでは省略します。

第42条は条例の位置付けで、最高規範性とあります。この条例が要するに市の中でも一番上ですよ、なので他の条例はこれと整合をとってください、ということになります。細かいことは余り言いたくないのですが、法律の専門家から見れば、条例にそもそも優劣はないんだ、おかしいよねという方もいらっしゃるのですが、実質的に市の基本的なことが書いてあるので、これと合わせようと思えば、こっちの方が結果的に強くなるわけです。ですから、使う上越市民が分かりやすい条例を考えると、最高規範と書いてある方がすっきりします。そういう程度で御解釈をお願いします。

最後に同じページに第43条の見直し手続があります。始めに部長からも挨拶がありましたが、5年ごとの社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならないこともありまして、今回がその初めての機会ということでございます。そもそも、最高規範という条例をそんなに頻繁に見直していいの、憲法はそんなにコロコロ変えられませんよね、という意見もお聴きすることがあります。ただ、見直すという意味は、辞書を見てもわかりますように、改善するという意味の前に、改めて見るという意味がございまして。これは最高規範ですので、最高規範という重みとか、何年もかけていろんな人が議論して検討してきて積み重ねてきたんだという重みをみんなで実感をしながら、まず振り返る、再確認する、という機会としては、この会は非常に大きな意味があるのかなと思っておりますし、少なくともこのことがある以上、条例を作って本棚に入れて終わりということはない。形骸化を抑制するという意味では、非常に大きいなと考えています。非常によくできている条例だと思います。

最後に次第の五番目として、改めて条例の意義を問うということですが、資料に抽象的なキーワードを挙げさせてもらいました。今、申し上げてきたことの順番の入れ替えとかまとめたただけでございますので、あくまでも一つの御参考でござ

ざいます。

まず、自治に対する姿勢を示すということで、地方分権、自主自立のまちづくり、合併後のまちづくりを一致団結して取り組もうじゃないか、ということで条例を作るという行為自体に意味があるということがあると思います。

次に、住民自治を拡充していくため制度づくりという意味もあります。国の法律というのもどんどん変わっていきまして、今も地方自治法改正の検討がなされております。例えば昨年ですか一昨年ですか、地方自治法から総合計画を作りなさいという条項がなくなったんです。これは、国が計画は要らないと言ったわけではなくて、地方のことなので地方にお任せしますということで取っちゃったんです。これだと、面倒臭いから作るのやめちゃおうということになりかねないんですが、上越市はちゃんと第16条に総合計画を作りなさい、と書いてあるわけです。このように、作らないといけないわけですから、国がどういうふうになろうとも、うちとしてどうなのかということが書いてある。ここが非常に大事なのかなと思います。また、これからの政権にもよりますが、国の方で議会の在り方の抜本見直しとかそういうことがあったときに、ここに書いてある条例の議会の役割はどうなるのかなというの見直すときがあるかもしれないと思います。

三点目、市政運営の安定性・継続性。これは先ほど言いましたとおり、首長が変わっても人によって判断が左右されないということでございます。

四点目、強要性、目標性ということで固い書き方をしました。厳しいことを言うのと、法律に書いてあることは守らなかったら法律違反です、ということになるわけです。しかし、何でもかんでも法律で決めようと、正しいことを全部法律に並べて守らなかったら全部罰則ですよと言い始めると、みんな萎縮してしまってまちづくりなんてできなくなってしまう。この辺のさじ加減というのが難しい。どこまでを罰則・ルールで決めて、どこからを皆さんのモラルとかに委ねていくかというのが永遠の課題としてあるのかな、というところでございます。ただ、この条例はモラル的な意味合いも含まれてますよということでむしろ罰則というよりも、条例に書いてあるから意識するといった目標の意味合いの方が強いかなと思います。

五つ目は学習効果です。そういうとおこがましいのですが、これがあるから皆

さん、これを見て勉強しなければならぬですし、議員の方がこれで一般質問しようと思ったら市の職員も一生懸命勉強しなければなりません、ということでみんなが使っていけば、みんな勉強しなくてはいけなくなるということでございます。誰も使わないと誰も動かないんです。何か事を始めるとガラガラと動き始める、みんなが勉強し始める可能性があるということだと思っています。

最後に、住みよいまちづくりのための制度資本ということで、まとめた話にもなります。分かったような分からないような話で、条例ができたらまちがどう良くなるんですか、どう変わるんですかという質問もあるんです。例えばニセコ町では、最初は開き直るつもりだったと、つまり「何も変わらないんです。変わらないことが目標なんです」ということで、何か問題が起ころうとしたとき、このルールが破られそうになったときにブレーキの役割として果たすんです。何か起こってから条例を作ろうと思っても手遅れなので、ということでは言われていました。

しかし、先ほどまちづくりの課題解決のところでお話ししましたが、結局、自治が良くなってくると、行政とか市民の方々、議会の方々がオープンになってくる、信頼関係ができてくる、一人一人がいきいきとしてくるということになると、日々の健康とか何か新しい仕事をやってみようとかか元気になってくると思います。自治基本条例がここにあったから、こうなって、こうなって、最終的にすごいまちづくりになりましたという一つの軸ができるということですが、なかなかそこが見えない、見えにくい所です。なので、私の個人的な感想なのですが、まずは継続させていかないとなかなかこの軸ができないですし、一方でこの軸が見えるようにして制度が実感できるような工夫というものも必要なのかな、その点お知恵として拝借できれば、と思っております。

以上で、私の方からの制度の経過や意義についてお話ししてまいりました。なぜ私がお話ししたかと言えば、ここに書かれている条文の背景にどういう考えとか動きがあったのかということもお心に留めていただきかったところでございます。足りない分は、会議の中で皆さんで補足していただき、参考にしていただければと思いますのでよろしく申し上げます。長時間ありがとうございました。

【横山座長】

ありがとうございました。

創造行政研究所の主任研究員の内海さんから自治基本条例について御説明がありました。この中で、特にこのことを聞いておきたいということがございましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この会議以外で御質問があれば、よろしく申し上げます。

【笹川部長】

すみません。創造行政研究所という組織は、知っているとは思いますが、余り表面に出てくる機会がないと思います。ただ、自治を進める上では、どういふふうなまちづくりをするかというのが一番基本だと思うんですが、その中で、長期的にものを考えているのはここなんですよ。このような組織がまちづくりを考えているというのは有意義だということを知ってもらいたいということが一つ。

それから最後に、「地域自治をまちの力に」と、ニュースレターも出ていますが、私も前職は研究所にいたので、こういうものも読んでいただきたいなと思いついて、紹介も兼ねて来ていただきました。

【横山座長】

ありがとうございました。特に御質問がなければ次に進みますがよろしいでしょうか。

(よしの声)

続きまして、議事の2番と言うことで、検証の進め方について事務局から御説明をお願いします。

【塚田課長】

御説明申し上げます。

資料No.5をご覧ください。この市民会議の運営に関する確認事項について簡単に説明させていただきます。なお、説明については、ポイントのみ説明させていただきます。

この資料は、会議情報の公開と審議の進め方について、確認の意味も含め、提案させていただいたものであります。

資料の「2 会議情報の公開について」ですが、会議情報については、上越市

審議会等の会議の公開に関する条例及び条例施行規則に基づき、原則公開することとなっており、当会議もそのように対応させていただきたいと思っております。

また、上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則では、会議録の公開に当たり、内容に誤りがないかどうか、指定した方から確認していただくこととなっておりますので、当会議では、座長に確認した後、公開させていただきたいと考えております。

会議録の記載については、委員の皆様方の発言内容を記載させていただきまして、他の会議と同様に委員名を記載させていただきますので、お名前が公開になるということをお願いいたします。

次に、「3 議事の進め方」であります。最終的に市民会議の意見を意見書としてまとめていくに当たって、委員の皆さんからそれぞれの知見に基づく御意見をいただきながら、それらを踏まえまして、会としての全体の意見を集約しながら進めていきたいと考えております。

会議時間は概ね2時間程度と限られた時間であることから、資料は会議の数日前に事前送付させていただくということをお願いいたします。

また、御欠席される場合の対応として、事前又は事後にファックスやメールなどで御意見を伺うような機会も作りたいと思っております。

続きまして、資料No.6の「検証の進め方について」をご覧ください。

先ほどの部長の挨拶で申し上げたとおり、今年度が自治基本条例に規定する5年ごとの定期的な見直しの年に当たることから、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきながら、しっかりとこの条例の検証を進めていきたいと思っております。

検証に当たっては、社会経済情勢の変化や実際の条例の運用・履行の状況に照らして、条例の規定に不備はないかという視点でチェックしていただきたいと考えているところであります。

この条例では市民、市議会及び市長等の三者の権利、責務等を定めていることから、検証についても、三者それぞれの立場から実施することと考えております。

まず、「市長等」即ち市としての検証に当たっては、まず、行政内部のセルフチェックという形で、庁内の全ての課等において、条例施行後の取組を振り返って

おります。その結果を取りまとめたものは、後ほど説明させていただきます「検証結果報告書」でございます。

次に、「市民」による検証ですが、「検証結果報告書」について、この市民会議において検討していただくとともに、併せまして市ホームページ等において公表して市民から御意見をいただくというようなことで募集をしたいと考えております。

また、市民会議における検討結果は、公募により提出された意見と合わせて、最終的に「意見書」という形で取りまとめて、市民会議から市長に提出していただきたいというふうに思っております。

残る三者のうちの一つ、市議会でございますが、「市議会」による検証は、「市長等」及び「市民」による検証結果を議会の所管事務調査において提示し、議会で議論をした上で、検証を実施したいと思っております。

また、市民への公表とタイミングを合わせまして、議会の方にもこの報告書を併せまして提示をしたいと考えております。

この三者による検証を経た後、最終的な検証結果を「最終報告書」として取りまとめまして議会、市民の方へ公表したいと思っております。

スケジュールのお話になりますが、この市民会議は、11月までの間に概ね月1回のペースで4回、若しくは5回程度の開催を予定させていただいております。また、この会議の開催回数等については、議論の進捗状況等を踏まえながら柔軟な対応をしていきたいと考えています。

皆様方をお願いなのですが、会議の進め方としては、条文の一つ一つを個別に検証した場合につきましては、非常に長い時間をかけて、また多数の皆様方の検討の成果と言うことでまとめられました非常に完成度の高い条例でございますので、一つ一つ検証するのは、あまりにも議論の幅が広すぎる可能性もございますし、時間も限られておりますので、今回お示しいたしました行政内部のセルフチェックの「検証結果報告書」を基にいたしまして、皆様方からそれについて意見をいただくという形で、それについて議論を高めるという形で検証を進めていきたいというふうに思っております。毎回、その意見を基に焦点を絞って、委員の皆様からいろいろな知見を基にしまして議論をしていただくという形で何回か揉

みあっていただきながら、最終的なこの会としての意見を取りまとめたいというふうを考えております。

本日お配りしました、「意見提出用紙」でございます。これにつきまして、ご自宅等へお帰りになって「検証結果報告書」をご覧いただきまして、この会議で議題としたいという所、若しくは意見を述べたいという所がありましたら、こちらを提出いただきまして、第2回目の会議の中で議題として取り上げながら検証を進めていきたいというふうに思っております。1回目の提出につきましては、報告用紙に書いてありますが、8月13日月曜日までといたしております。そんなことで検証を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、まとめていただいた「意見書」を受けまして、年度内に「最終報告書」を作成してこれを公表し、その結果、必要であれば条例改正の進めたいと考えておりますので皆様方の御協力をお願いします。以上です。

【横山座長】

ありがとうございました。検証の進め方について御質問のある方は挙手をお願いします。

【海野委員】

今、検証の進め方と会議の内容、その前に基本的なお話がありましたが、検証の進め方の中で一つの条文をどうこうするという事ではないというお話があったのですが、このセルフチェックを基に、この会議でセルフチェックの検証を行う。セルフチェックの検証を行うという意義を前面に出したい。このセルフチェックというのは、市の方々が自分たちはどうだったかということに対して、セルフチェックをした結果をここに提出されて、私も簡単ですが一つ一つ目を通させていただきましたが、そのことをこの会議で検証する会議なのですか。

【塚田課長】

本来は、条例の検証ですから、条例を直に検証することになってくると思うのですが、先ほどお話ししましたような理由から私どもの方で、まずはセルフチェックをさせていただきました。その中で我々の評価自体が行政側の視点での評価になりますから、その点は市民の皆様方から改めてチェックをしていただいて、行政の取組が不十分だということもあるかもしれませんし、それを派生していく

と条例そのものが時代に合っていない、情勢に合っていないということもあるかもしれません。そうなってくれば、当然、その所に議論を深めていく。ただ、取りかかりとして、条例を最初の第1条から始めるのではなくて、意見書をベースにして始めておいて、そこで必要があればどんどん議論を深めていくという格好でお願いしたいということです。

【海野委員】

ですよね。それであればよいですけど。よいですけどというか、私もここに来たのが、初めて知ったものを読んで、「なるほど、こういうものがある」と。正直その中で「これは何」「これはどうなの」という疑問が一市民として持った。専門家ではないので。専門的な見地もないし、特に主だったNPOに参加しているわけでもないし、その中で見ると疑問ではないです。悪いと言っているわけではなくて、「どういうことなの」という所がいっぱいあったからこそ、こういう所に出て聞きたい、話したいという欲求というものがあるので、そういうことの手取りかかりにあくまでも行政が検証した結果をこちらが検証して叩き台にするものであってほしいなと個人的に思ったのでお話しさせていただきました。

【横山座長】

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

【増田委員】

今の海野委員の発言とも関連するのですが、行政の説明によると、この検証結果を見て、意見のある人は意見を出してください、ということなんです。おっしゃられたように、これはどういうことなのか、どういうふうな背景にあってこれなのか、というのは、その方式だとなかなか聞けないんです。聞こうと思えば、1ページに10項目も出てくる場合があるわけです。そのやり方だと全員が消化した中でチェックができるということにはならないので、私は意見がある人は意見を出してください、ではなくて、意見書のページを追いながら、皆さんで確認をしながら進めていくというやり方が皆さんの合意が得やすいやり方だと思っています。

そうすると、当初予定の会議の回数は、5、6回では済まないですが、一番最

初に部長がおっしゃたのは、やっぱりしっかり検証するためには会議の回数が膨らんでも良いというふうにおっしゃられたので私は気を強くしたのですが、是非、そういう方法で、せっかく16人の方にお集まりいただいているのですから、それぞれに専門分野に詳しいかもしれないけど、全部の分野が全員が詳しいわけではないので、そういうことも含めると少し時間がかかるかもしれませんが、ページを追って検証していくということが必要なのかなというふうに思います。

それに関連して、今、年度内に、というお話で資料には12月までに、とありますが、条文の変更になると議会の議決事項になるということですが、変更がなければ、議決は要しないので報告事項になるということになれば、若干、日にちの余裕があるのかなと。逆に余裕がなければ、月に1回とおっしゃいましたが、月に2回やろうよ、ということで皆さんに賛同していただければよろしいかな、というふうに思っております。

【横山座長】

今の増田委員からは、皆さん全員の情報共有ということで、検証結果の報告書について皆さんで読み合わせをしながら進めていきたいというようなお話もありましたが、他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

【海野委員】

私も今のお話で、解釈が間違っていなかったら賛成で、ここで意見提出用紙を送って、これをどなたが見てまとめるか分かりませんが、結局はその時点で生の声を聴けないし、話せない。それを資料としてまとめられて読まなきゃいけない。読まなきゃいけないというのは変な言い方ですが、ただ行政側が自分たちがやっているのをどう評価、認めてもらえますか、というために、自分たちの成果を確認してもらっただけで、ここに集まっている方々の本当に話が生で聴けなくなるのではないかという不安があった。それと年度内に何かを決めるという結論ありきというか、見直ししましたという形を作りたい。言葉は悪いですけど、5年ごとに見直しをするのでしました、ということをやりたい。やりましたというシンボルを作りたい、で終わってしまえば、もったいないし、私たちも皆さん貴重な時間の中で集まって、それぞれの思いで最初から作られた方々、私みたいに初めての方々が集まってやる会議ですので、年度内に何かをまとめる、それが見直しし

ましたよということで終わって、最初からそういう形を作っているというのは、どうなのかなと正直感じました。

昼間に集まれなければ、例えば6時以降でも大人の方々ですし、平日の2時から3時では皆さん会社を休んだりとなると都合が付かない。だったら夜でもよいわけですし、例えば会議の進め方を7時から9時までやっても構わないと思いますし、そういうところを考えて、この会議の運営方法を、今、いろいろ聞いて、基本条例というものが、すごい概念というか、思想というか、そういうもので作られてきたということを感じたので、それを見直す機会が年内とか3、4か月で見直していくという結論を決めてやっていくというのがもったいないし、結果ありきになっていないか。それで集まる時間が必要であれば、夜やっても構わないと思いますし、そういうところを柔軟に考えていきたいのであれば、そういうことから正直言って、市民からすれば、上越市の何が変わったかという、お役所的な仕事ではなくて、そんなような市じゃないよ、となってくれば、すごい変わると思うのですが、やっぱりお役所仕事ですよ。形を作って条例にのっとってやっていますと言えば、お役所仕事です。こっちはもっと柔軟に考えて生活しちゃっている、そういうものを委員であればこそ、そういう運営の仕方を検討していただければと思います。

【横山座長】

今の海野委員の方からも、この検討の内容、検証の進め方と併せて会議の運営の仕方について御提案がありまして、情報共有ということでもう少し中の人で読み合わせながら、それぞれの委員の皆さんの意見も公開しながらというような話も出ていますし、併せて会議だけでは進まないこともあるので、もう少し時間とか回数を増やししながらというような御意見もありましたが、他に何か御提案ございますでしょうか。

【渡邊委員】

ただ今の意見は非常に頷ける意見なのですが、この全員の方で、例えば夜全部やるとか、逐次やっていくとなると、かなり私も参加できないんです。できれば、今の意見をそのまま受け入れたいので、この中で運営委員会みたいなものを作って、そこで基本的に見てもらって、そして、この会は、4、5回で終わってもら

うというような実質を取りながら内容も深めていく。しかし、ここで参加したいのだけど仕事でできない人もいると思うので、その会ということを検討していただけると嬉しいです。

【横山座長】

渡邊委員の方から、ここだけの会ということだと色々な事情があるということで、運営委員会のような違う形のようなものをどうですかという意見もありました。そのことについて皆さんいかがでしょうか。

【笹川部長】

挨拶の時に二つお願いをしたのですが、一つは、市役所がこのスタンスです、規定があるから見直すのか、という話をさせてもらったのですが、それはしたくなかったんです。要は、やってきたことはやってきた。これからのことは自由なので、それを踏まえてどうしていこうかというところにピントを置きたかったのが一つ。

もう一つは、骨太の議論をしてほしいという話をしたんです。だから、分からない所は当然あっていいのですが、大きく「どうなの」という所をぶれないで話をしてほしいと思っているんです。余り細かい所まで行きすぎちゃって、ここができていないから、ここをやるということは余りしてほしくないです。むしろ自分たちのまちづくりをどうしていくんだ、というところの大きな議論をしてもらった中でやっていただきたいというのが私の希望です。一面から見れば、役所のスタイルで云々かんぬんって先ほど言われましたが、そんなつもりで取り組むつもりはないです。そこだけ分かっていたいただきたいなと思います。

【横山座長】

どうしても会議と言いますと、だんだん皆さんで話し込んでいくと細部細部とそこに話がどんどん狭くなってしまって、なかなか2時間と決められた時間の中では進まない部分も確かにありますし、渡邊委員もおっしゃられたように皆さんの御事情もありますので、必ずしも全部が全部ということにはいきませんと思いますので、今言われたように本会議では、大きな議論をたくさん皆さんとしていって、細かい所は、運営委員会の中で細かい所をチェックしながらみたいな両方でいくみたいなのはいかがでしょうか。

【海野委員】

骨太な議論とか大きな議論とかというのは、どういうものをしたいのか。言葉としては、私も使いますしね。何を議論するの。逐次、結果報告書を一通り目を通させていただいて、細かい所まで見ていないのですが、評価として全て見ると「不備はない」という結果が出ています。ここに書かれていること、まちづくりの地域自治をつくってきたりとかホームページでいろんな情報を発信したりということは、私も見たりはしていますし、こういうことにのっとってやってきているということで内容も分かる。その結果、「不備がある」、「不備がない」というこの表を見て、どういう所でポイントにして骨太というのはどういう会議にすればいいのか。

【横山座長】

事前に結果報告書が皆さんの手元に届いていて読まれた方もいらっしゃると思いますが、このことについてまず皆さん意見をたくさんお持ちだと思っております。そのことがこの場で一斉に話をしていると非常にまとまりにくい会議になっていると思うので、そこのところは多分、事前の意見のところである程度同じような意見としてまとめるということはあるだと思っております。それ以外に、今回の会議の大きなテーマとしては、自治基本条例をもっといろんな方々に知ってもらうための工夫と言うような話もあったかと思っております。そこについても皆さんと議論していくということだと思いますので、それは大きな話になるのかなと思っておりますので、その辺のところでは会議の中でみんなでいろいろ議論を交わせることと、細かい意見に対して、個々に自分の意見を言うことということになるのかなと思われるのですが…

【小林（毅）委員】

私は、自治基本条例が素晴らしい、全国でも数が少ないということでしたが、基本的に何回も議論を重ねて作った理想の姿が現れていると思っております。これ自体を直すところというのは、そんなにないのかな。書けばそんなふうになっちゃうのか分からないのですが、問題は、この理念を市民がしっかりと受け止めているか、あるいは受け止めないが故に、意見が出てこなくて市が何となく本来やるべきところをやっていないとか、そういうところの方が問題だ。そうすると、そ

れを洗い出すのが私たちの仕事なのかな、という気持ちもあるわけで、進め方としてはどうでしょうか。小委員会を作るとかは良いと思いますので、まずレポートを出しなさいということですので、この中に自分の疑問とか進め方も含めて13日までに出すと。それを受けて、先ほど選ばれた座長さんと副座長さんの間で、今後の進め方を議論していただいて、次の会に提案していただくというステップしかないと思うのですが、いかがでしょうか。

【海野委員】

ここには、意見というより、ここを話したいということを書かせていただければよいし、行政側から、例えば検証結果を出されたのだったら、これを踏まえて行政側はどこが問題だと思っているのかということを出していただきたい。検証した結果、自分たちは、まだここが問題なのか、全然問題ないのかもいいです。その結果を簡潔にこの場で投げかけて、この場でこれを話し合っしてほしいという提案を私たちの質問と同じような感じを出していただければ良いものになるのではないのでしょうか。

【横山会長】

小林委員の方からも、とりあえず皆さんが思っていること、感じていることを意見シートに出して、それをいくつかに精査しながら座長・副座長、事務局とある程度、分類しながら次の会議に向けて運営方法ということで提案するというような話がありまして、海野委員からも委員は委員としての意見もあるし、事務局は事務局としての意見もあるだろうから、そこのところを出しあいましょうということもありましたので、今日、皆さんのところに配付してある意見シートには、1回目ですので、皆さん出てきた時の質問とか、今日話せなかったこともありますし、いただいている資料の中でも皆さんの方で、いろいろ感じる部分もありますので、ここに出してみても、そのことについて、事務局と座長・副座長でまとめさせていただいて次の会議で提案させていただくということでいかがでしょうか。

(よしの声)

【栗田副座長】

今の話は良いのですが、先ほどお話のあった、行政側は行政側としてのという

のありました。行政側は、この市民会議に入っているわけではなくて、あくまでも事務局です。なので行政側の考え方や問題点を抜き出してくださいということをお願いをしても可能なのか可能ではないのか。あくまでも事務局の役割と言うだけで会のメンバーではないですよ、と言ってしまえばそれまでです。

もう一点、この表の全体の流れの中で分かりづらいのが、先ほどの最初の説明で市民と行政と議会のそれぞれに見直しをかけて、それぞれに検証結果の報告を、検証をまずかけて、検証を見てもらって、それをきっかけにして、それぞれから考えてもらってというのがあったと思うのですが、この流れだけを見ていると真ん中の所だけきて、市民会議という意見書があって所管事務調査があって、という形の内容だけで市民とか議会というのが、市民会議の中にもう一度集約されてくるのかどうか、市民会議の位置付けが分からないものですから、それをもう少しはっきりさせてもらわないと。このままだと我々は市の検証結果の報告書を基に意見を言って、最終報告書を作っていくという、あくまでも市の立場の中の〇〇委員会みたいな形になっていく気がするのですが。我々をどういうふうにしてほしいと思っているのかが伝わってこないで、最終的には最終報告書を作る前には市民の意見もここにかけます、議会の意見もかけます、その上で最終的な見直しとしての最終報告書を作っていくんですよ、という位置付けなのかどうかだけ確認させてください。

【塚田課長】

まず一点目のことにお答えいたします。

行政が事務局ということで、この市民会議の中に入っているのかどうかと言われますと形式的には事務局で委員名簿には載っておりませんので委員には入っておりませんが、この報告書を出した主体ですので、その関係ではやり取りについてはさせていただきたいと思っております。

次に行政の考え方ということですが、この報告書の中に行政としての考え方をお示しさせていただいておりますので、50ページ以降の「改正の必要性」の中から、まず行政の取組の反省点も含めて評価した上で、改めて最後の目的である条例の改正の必要性があるのかという所の考え方もお示しさせていただいておりますし、それらを踏まえた今後の取組についても記載させていただいております。

ので、改めて行政の考え方をいせと言われても、ここに書いてあるとおりにいうことになりますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

次に流れの方ですが、図の中に矢印が入っていなかったのが分かりにくいと思いますが、市民としてのセルフチェックを行うといっても、20万人の市民ですから、セルフチェックをお願いするというのは不可能ですので、この報告書を市のホームページや我々の課、若しくは総合事務所の方で公開をさせていただきます。その意見について、8月末まで「あったらお出しください」ということでお願いをしています。それで出てきた意見は、この市民会議の方に報告をさせていただいて、併せてこちらでもんでいただく、ということを考えています。議会の方については、この報告書を同じタイミングでお届けすることとしています。議会の方では、それを受けてすぐに動き出すのか、所管事務調査でやるのかについては、議会事務局を中心にして考えてもらっています。そのようなことで三者で動きますが、最終的には議会が間に合うか分かりませんが、市民会議の方で全体を見てまとめていただいて報告書をいただく。それを基にして、市の方で最終的な報告書を作るということで、三者のセルフチェック結果をまとめた上での最終形を考えております。

【栗田副座長】

分かりました。ありがとうございました。

最終報告書と書いてあるのは、検証結果の報告書はその中の一部として考えるということでもいいんですね。

【塚田課長】

これからどういう意見が出るか分かりませんが、基本的にはこれがベースになると思っています。

【栗田副座長】

それにプラスにして何かということまで…

【塚田課長】

市の評価もありますし、市民の評価もありますし、議会の評価もありますし、この委員会の評価もあります。それを記載して最終的な報告書にするということです。

【栗田副座長】

わかりました。

【笹川部長】

捕捉させていただきます。最終報告書ですが、私も読みましたが、ちょっと「規定の不備がない」というのがたくさんあって、それぞれ点検したものですから、そこが鼻に付くのですが、最終的な形をどうするかというのがあると思うのですが、鼻に付くのはしょうがないのですが、こういうポイントは釘を打っていかないと分からなくなることもありますので、見づらいなという所があれば、鼻に付くと思いますが、御理解いただきたいと思います。

【横山座長】

他に何かございませんか。

【増田委員】

「確認事項」の所で、「3 議事の進め方」で、どういう意味なのか説明をお願いしたいのですが、「議事は、委員個人の意見ではなく、合議により市民会議としての全体意見を集約しながら進める」というのは、当たり前の話なのですが、「委員個人の意見ではなく」というのは、どういう意味なのか。

もう一つは、「座長は市民会議に諮って決定する」とあるのですが、座長は市民会議の一員なので、この表現は特別な意味を持つのかどうかという所をお聞かせ願います。

【塚田課長】

先ほどの考え方を踏まえてお答えいたしますが、意見提出表をいただいて意見を出していただきます。これを整理いたしまして、次の会議の議題にしようと思っていました。これについて意見を交わしていただくわけですが、最終的な意見書としていただく時には、会としての意見という格好でいただこうと思っておりますので、いろんな意見が出るかと思いますが、条について、市の取組について、どういうふうにして評価するかということについては、統一的な考え方を示していただきたい。それについては、当然、皆様の合意ということで、こういうような「諮って決定」というような書き方にさせていただきましたが、皆様の合意の上で統一した御意見としてまとめていただきたいという考え方です。

【海野委員】

やっぱり市の取組についてどういう意見があるかというのを求めているのか、この会議で。

【塚田課長】

先ほど申しましたが、あくまでも取っ掛かりです。

【海野委員】

ですが、今のお話だとそれが目的みたいなお話になっている。

【塚田課長】

それについて意見をもらいながら、必要であれば、そこを議論していただくということですので、そこに出た意見についてまとめていただくということですから、その中には、市の取組が不十分だろうという御指摘もあるでしょうし、条例についてはここが足りないんだろうなというご意見もあるでしょうし、そこは意見の出方だと思います。

【海野委員】

それだとやっぱり、骨太とか細かい所が出てきてもよいわけですね。

【塚田課長】

それは、ここでは議題にしないということまでは、我々は考えていませんので、ただ、先ほど言いましたように、条例の、例えば逐条解説を一枚一枚やっけていきますとものすごく時間もかかってまとまらなくなるので、これ(検証結果報告書)を基にして議論が必要な所だけを集めてやっていただきたいということなんです。

【海野委員】

そういう意味で問題点を明確にしていきたい。

【増田委員】

今の説明でいうと、「委員個人の意見ではなく」というのは、これは非常に誤解を招く文言なので、公式的に削除された方がよろしいと思います。

それから市民の、市の課題については、実は、この中で課題であるとか検討を要すると書いてあるので、そのことが市の行政の課題なんですよ。そのことに関して我々がどう考えるか、行政と意見交換するという方法を持っていけば一定の

方向が出せると思うので、私たちがものの考え方を、先ほど座長が情報の共有化ということをおっしゃいましたが、同じ土台に立ってものを考えないと判断が違ってくるんです。だからその所は同じ土台で考えましょうという基本的スタンスが必要だということです。

それから小さな疑問については、説明すれば済むこともあるわけですが、細かいことについては。そのことは、行政の方で会議の中でやると時間を取っちゃうので、この質問はこうです、と文書でもらえば分かることもあるので、そういう進め方をすれば、本当にここでもまなくてはいけないものは、市の課題は何だとか、進め方が何だとか、これから進めていく一位は何だとかという所をここで議論すれば、実のある会議になると思いますので私はそのように提案したいと思います。

【横山座長】

他によろしいでしょうか。

それでは、検証の進め方については、それでよろしいでしょうか。

8月13日と余り日がない中で皆さんに意見を書いていただくこととなりますが、シートに書いていただきまして、13日までに提出をお願いしたいと思います。足りない場合は、様式は任意でも良いということですが、メールとかの場合は、どうしたらよいでしょうか。

【塚田課長】

メールは、様式は問いませんので、メール本文に書いていただいても、ただ、項目だけは、どこが問題になっているかはっきりするためにもページとか条文とかを示した上で、お書きいただければ様式は問いません。

【横山座長】

そういうことですので、皆さんそのようにしていただきたいと思います。

続きまして、検証結果の報告書について議論がありましたが、それについて事務局の説明をお願いします。

【塚田課長】

資料No. 7 「上越市自治基本条例検証結果報告書」でございます。既にお読みいただいておりますのでお分かりかと思うのですが、この検討結果につきましては、まず市のセルフチェックという形でさせていただきましたが、最初に条例施行後

5年間、これまでの市の取組内容について振り返らせていただいていますし、また年の初め頃に取りました市政モニターに対するアンケートの自治基本条例に関するアンケート結果についても記載させてもらっております。その後、条例の項目ごとに市で行いました検証の内容を記載させてもらっております。

最後にまとめといたしまして、改正の必要性や取組の方向性についての考え方を記載させていただいております。

最初の条例施行後の5年間の取組としましては、新たに構築いたしました仕組みといたしまして、市民投票制度やパブリックコメント制度、合併前上越市の区域における地域自治区の設置、地域活動支援事業ということについて振り返りをしております。

次に市民の皆さんの声として、本年1月に自治基本条例等をテーマにいたしました市政モニターアンケートを実施しておりましたので、その結果の分析をして載せております。

その後、庁内で行ったセルフチェックの結果に基づきまして、条例の項目ごとの検証を行っております。このセルフチェックですが、市役所の全部の課を対象にいたしました共通項目と条例の各規定に関連する制度や計画等を所管する課のみを対象としました個別項目の2項目に分けて実施をしております。

共通項目では、内海研究員からありました、自治の基本原則であります「情報共有」、「市民参画」、「協働」及び「多様性尊重」の四つにつきまして、共通項目といたしまして、全ての課等におきまして、これまでの取組の事業等についてどのように基本原則を反映させているのかという視点で点検を実施しております。

個別項目では、第3条の「自治の基本理念(人権の尊重)」ということであれば、共生まちづくり課やこども課になりますし、第14条の「市の職員の責務」であれば人事課、第16条の「総合計画」であれば企画課、第17条の「財政運営」であれば財政課といったような所管課等において、それぞれ個別の取組について点検を実施しております。

以上の検証結果をまとめますと、この4年間においては、全体としては、概ね条例の規定にのっとった取組が進められている中で、例えば、第21条の「審議会等」と第25条の「評価」、第29条の「公益通報」のように現時点においては

取組が不十分なものもありますが、それは市の取組が不十分ということでありまして、条例自体の規定については不備はないとさせていただきまして、条文の修正が必要な箇所はないということで記載させていただいております。

また、条例制定後の社会経済情勢の動向を見てみると、度重なる自然災害の発生、世界的な経済危機、国等の地域主権改革の推進などの大きな出来事があったのですが、本条例の規定は、あらかじめこれらの事態に対応できるような規定となっていることから、この点からも、条文の修正が必要な箇所はないと記載させていただいております。

なお、先ほどの市政モニターアンケートの結果においても、64.3%の人が「条例の内容はこのままでよい」と回答しているということも併せて記載させていただいております。

最後に、この結果を受けた今後の取組として、条例の認知度が低いということで、更なる向上や市民の意識・関心度の向上が課題となっていることを指摘し、どのように対応すべきかについて整理をさせていただいたということでございます。

次に「検証結果報告書」の「3 検証の内容」の具体的な見方について、簡単に御説明させていただきます。お手元に今日お配りいたしました「自治基本条例各条における検証結果報告書該当ページ」の「検証結果報告書該当ページ」欄に記載してあるページに検証内容を記載してありますのでご覧いただければと思います。

ここでページが入っていない条文については、そこに記載してある理由からセルフチェックの対象とはしなかったため、「検証結果報告書」に記載されておりませんので御承知置きいただきたいと思っております。

また、「検証結果報告書」を見る際には、合わせて資料No.1のパンフレットの該当条文に関するページをご覧いただくと、規定の趣旨に照らしながらお読みいただけると思っておりますのでお願いします。

それでは、具体例に基づいて説明させていただきます。

まず、「自治の基本原則に基づく取組の検証」ということで、「検証結果報告書」の11ページとパンフレットは6、7ページ及び9ページをご覧いただきたいと

思います。

例えば、アの第4条第1号「情報共有の原則」について見ていくと、これまでの取組として、様々な媒体を活用して市政運営に関する情報の市民の皆さんへの積極的な提供及び市民の皆さんの意向の積極的な把握を行ってきたことを振り返りながら、今後もの確な情報提供と多様な市民の意見を反映させていくための取組を進めていく必要があることを検証結果として記載しております。最後に、市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となるものであり、本条例に規定している自治を推進していく上での共通の行動原則となることから、規定に不備はないと評価をさせていただいております。

このような形で他の基本原則、「市民参画の原則」、「協働の原則」、「多様性の尊重」についても検証を行いました。繰り返しになりますが、この四つについては、市役所の中で検証を行っております。

次に報告書の22ページをご覧くださいと思います。ここでは「個別の取組の検証」について記載させていただいておりますが、例えば、報告書の29ページとパンフレットの13ページをご覧くださいと思います。

ウの第16条「総合計画」についてという所ですが、先ほどお話もありましたが、平成22年度の第5次総合計画の見直しについての取組をここで行っているのですが、地方自治法が一部改正になりまして、その策定義務がなくなります。しかしながら引き続き、この自治基本条例の規定を根拠として市政運営の総合的な指針となる総合計画を策定していくことにしておりますので、この取組につきましては、この計画を進めるために基本的なものとして、この規定も意味を持っておりますし、ここで改正する必要はないというような評価をさせていただいたところであります。

このような形で、個別の取組・条文につきまして全24項目について検証をさせていただいたということがございます。報告書自体がボリュームが大きくて非常に分かりにくいと思いますが、この対応表をご覧くださいながら、条例の構成と報告書の関係を見ていただきながらお読みいただければと思っております。以上です。

【横山座長】

ありがとうございました。質問等ございませんでしょうか。

【増田委員】

報告書の該当ページを1ページにまとめていただいで非常に分かりやすいのですが、念のための確認ですが、検証対象から除外と書いてありますが、この除外というのは、課長がおっしゃられたようにセルフチェックからは除外しましたよということですね。この会議として除外するという意味ではないですね。

【塚田課長】

今、言われたとおり、ここには載っていないということでここに記載させていただきましたので、この会の検討対象から除外ということではありませんのでよろしくをお願いします。

【横山座長】

他にございませんでしょうか。

(なしの声)

それでは、本日の議事の方は終了しておりますが、事務局の方から何かございますか。

【塚田課長】

次回の第2回会議では、提出いただいた皆様の意見を整理したものを議題にしたいと思っております。先ほど、運営について御意見をいただきましたので、座長・副座長と相談しながら会の設定をしたいと思えます。日程については、本日、皆様から日程調整表をお出しいただきまして、先ほど整理をさせていただきましたところ、皆様のご都合がよろしい方が一番多く、かつ、座長が出席可能なのが8月31日の午後しかございません。

【海野委員】

やはり時間的には、この時間に設定しなくてはいけないのでしょうか。

【塚田課長】

今、一応、午前・午後ということでお聞きしたのですが、今のところ午後というところで、一番出席できる方が多くて、座長も出席できるという日が、ここしか取れない。時間については、皆様方の御意見を伺いながら柔軟に考えたいと思うのですが、そんなことで次回の日程については、8月31日午後でお願いした

と思うのですが、先ほども時間帯のお話でしたが…

【増田委員】

海野委員の答えで、夜間という選択はないのか、という質問ですよね。それはどうなのか、意識合わせをしないと。

【海野委員】

してほしいということではないが、どうなのか、ということです。

【塚田課長】

一つ、参考と言いますか、念のため申し上げますが、私どもの方で、広報等で皆様方、公募の方を募集する際の条件と言いますか、それでは、年5回程度、平日の日中に開催いたしますということで御案内しておりますので、それを見られて応募していただいておりますので、その前提を崩すのであれば、皆様方の十分な御理解をいただいた上で、というふうに考えております。

【海野委員】

事務局としては、例えば、夜やることについては、特に問題はないのですか。委員皆さんの意見が「それでもいいよ」ということであれば、それでも構わないということですか。

【塚田課長】

皆様の総意でそうなれば、事務局は十分対応させていただきます。

【横山座長】

今のお話ですと、全員が揃う最大公約数が8月31日ということで、かなり先になってしまうのですが、この日程で事務局の方は、スケジュールの方では、下旬、下旬ということで設定されているので、こんな感じでいって31日という数字がもう少し早く会議として進めた方が良いということであれば、お話がありました。もう少し日程を皆さんで話し合うということもあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【浦壁委員】

日程につきましては、今、課長さんの方で言われたみたいに31日が皆さんが都合が良いというのを出しましたよね。だから今回はそれで。以降は、次回の時に決めたらよいと思う。そういうふうにしなないとこれだけの人数が全部良いなん

て分からないですよ。

それから公募の時の条件が平日の日中となっていますし、それで駄目だから公募できないわという人もいたと思うんです。そういうこともあるので、やはり前提は前提できちんと、団体の代表の方もお見受けしますし、そのつもりで公募して会に望んでいると思いますので、その点については、私は、前提とか、^{あらかた}粗方みんなの都合が良いところで決まったというので、それでよろしいのではないのでしょうか。

【横山座長】

皆さん、それでよろしいでしょうか。

(よしの声)

8月31日ということで…

【増田委員】

そうだとすれば、13日をもっと遅らせてもらえないでしょうか。

【横山座長】

意見書の提出日ですね。事務局の方はどうでしょうか。

【塚田課長】

我々もまとめる作業がございますので。

【海野委員】

まとめるというのは、どうまとめるのですか。ただこれをコピーして、こんな意見が出てるといふのを並べてですか。

【塚田課長】

一覧にして…

出たものを人数分配ったのでは議論になりませんから。

(20日くらいが良いという声)

では、20日の月曜日をお願いします。

【横山座長】

それでは、8月20日までに事務局に提出してをお願いします。

お盆に入ったりでバタバタしますがよろしくをお願いします。

【野島委員】

8月31日の会議は、今日と同じで2時半からということでしょうか。

【塚田課長】

同じ時間で設定したいと思います。

【横山座長】

8月31日、2時半ということで御承知置きください。

他に何かございませんか。

【渡邊委員】

2時半というのは、半端だと思うんです。2時から4時くらいにしていだけると。次の計画が入っているので、そっちに向かわなければならない。

【海野委員】

例えば、1時半とか1時というのは駄目なのでしょうか。

【渡邊委員】

1時は、やっぱり早いですよ。やっぱり2時がいいんじゃないですか。

【横山座長】

2時からというご意見もありますが、よろしいでしょうか。

(よしの声)

では、2時からということにいたします。

それでは、本日の会議の議事は終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL:025-526-5111(内線 1429)

E-mail: jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。